

名古屋市告示第 465号

生活保護法による介護機関の指定

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2第 1項の規定により、同法による介護を担当する機関として、次の機関を指定しました。

令和 6年 9月30日

名古屋市長 河 村 た か し

1 居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導

介 護 機 関 名	所 在 地	指 定 年 月 日
あつたの森歯科クリニック	名古屋市熱田区三本松町13番17号	令 和 6年 9月 1日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課